新潟県条例第31号

新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例(昭和46年新潟県条例第46号)の一部を次のように改正 する。

次の表の改正前の欄中別表の号の細目の表示に下線が引かれた別表の号の細目(以下「削除別表号細目」とい う。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の号の細目の表示及び削除別表号細目を除く。以下「改正部

Month of the state	
}」という。)を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。	
改 正 後	改 正 前
別表第1 (第2条関係)	別表第1 (第2条関係)
(1) \sim (24) (略)	$(1) \sim (24)$ (略)
(25) <u>削除</u>	(25) 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリ
	の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げ
	<u>るもの</u>
	ア 塩水精製施設
	<u>イ</u> <u>電解施設</u>
(26) (略)	(26) (略)
(27) <u>前号</u> に掲げる事業以外の無機化学工業製品	(27) 前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製
製造業の用に供する施設であつて、次に掲げる	品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げ
<i>€</i> Ø	るもの
ア〜サ (略)	ア〜サ (略)

 $(28) \sim (68)$ (略)

(68)の2 病院(医療法(昭和23年法律第205号) 第1条の5第1項に規定するものをいう。)で病 床数が300以上であるものに設置される施設であ つて、次に掲げるもの

ア~ウ (略)

 $(69) \sim (71) \circlearrowleft 3$ (略)

- (71)の4 産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及 び清掃に関する法律第15条第1項に規定するも のをいう。)のうち、次に掲げるもの
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和46年政令第300号) 第7条第1号、第3 号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げ る施設であつて、国若しくは地方公共団体又 は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清 掃に関する法律第2条第4項に規定する産業 廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条 第6項ただし書の規定により同項本文の許可 を受けることを要しない者及び同法第14条の 4第6項ただし書の規定により同項本文の許 可を受けることを要しない者を除く。)をい う。)が設置するもの

イ (略)

 $(71) \bigcirc 5 \sim (74)$

 $(69) \sim (71) \circlearrowleft 3$ (略)

(略)

あつて、次に掲げるもの

(略)

 $(28) \sim (68)$

ア~ウ

(71)の4 産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及 び清掃に関する法律第15条第1項に規定するも のをいう。)のうち、次に掲げるもの

(68)の2 病院(医療法(昭和23年法律第205号)

第1条の2第1項に規定するものをいう。)で病

床数が300以上であるものに設置される施設で

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和46年政令第300号) 第7条第1号、第3 号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げ る施設であつて、国若しくは地方公共団体又 は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清 掃に関する法律第2条第4項に規定する産業 廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条 第4項ただし書の規定により同項本文の許可 を受けることを要しない者及び同法第14条の 4第4項ただし書の規定により同項本文の許 可を受けることを要しない者を除く。)をい う。)が設置するもの

イ (略)

 $(71) \bigcirc 5 \sim (74)$ (略)

附則

この条例は、公布の日から施行する。